

徳島県告示第九十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七  
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定区域	埋立地の区分
徳島市川内町平石住吉二〇九番六、二〇九番七、二二三番七、二二四番二、二二六番二、二二七番二、二二九番二、二三一番一、二二三番二及び二三三番三並びに二〇九番一の一部、二〇九番五の一部、二二五番二の一部及び二二五番三四の一部並びに平石若松一〇八番四の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第二号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第一号
同 二二五番三四の一部及び二二五番三五の一部並びに平石若松一〇九番三並びに一〇八番一〇の一部	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 丈六町山根三三番一、三三番二、三三番一、三三番三、三三番五、三五番三、三五番五、三六番一、三六番三、三六番四、三七番一、三八番一及び三八番二並びに三七番一の一部	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 三七番一、三七番二、三九番一、三九番二、四〇番、四一番、四三番、四四番、五一番、五二番一、五二番二、五三番一、五三番三及び五三番四	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 四五番、四九番一、五〇番一及び五四番	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号
板野郡板野町矢武字須加三一番一の一部	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第一号